

電波利用環境委員会報告(案)概要

～CISPRの審議状況及び会議対処方針について～

令和4年9月12日
電波利用環境委員会
CISPR A作業班

国際無線障害特別委員会（CISPR）の概要等

1 国際無線障害特別委員会（CISPR）について

1) 目的・構成員等

- 昭和9年に設立された組織で、現在IEC（国際電気標準会議）の特別委員会
- 目的：無線障害の原因となる各種機器からの不要電波（妨害波）に関し、その許容値と測定法を国際的に合意することによって国際貿易を促進すること
- 構成員：電波監理機関、大学・研究機関、産業界、試験機関、放送・通信事業者などからなる各国代表、無線妨害の抑制に関心を持つ国際機関（現在、構成国は41カ国（うち18カ国はオブザーバー））
- CISPRにおいて策定された各規格は、以下のとおり国内規制に反映される。

機器の種類	規制法令等
高周波利用設備	電波法（型式制度・個別許可）【総務省】
家電・照明機器	電気用品安全法（法定検査・自主確認）【経産省】
医療機器	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（承認・認証）【厚労省】
マルチメディア機器	VCCI技術基準（自主規制）【VCCI】

2) 組織

- 総会・小委員会全体会議は年1回開催。
- B・I小委員会の幹事国は我が国が務めており、また、運営委員会のメンバーに我が国の専門家が加わるなど、CISPR運営において我が国は主要な役割を担っている。



2 本年度の開催概要

- 令和4年10月28日から11月4日までの間、サンフランシスコにおいて開催予定
- 我が国からは、総務省、各研究機関、各大学、各試験機関及び各工業会等から●●名が参加予定

3 基本的な対処方針

- 基本的な対処方針としては、無線通信に対する各電気製品の妨害波の影響を総合的に勘案し、また我が国の利益と国際協調を考慮して、大局的に対処

【主なトピック】 主な審議状況及び対処方針（A小委員会）

A小委員会：妨害波測定装置や妨害波測定法の基本規格を策定

30MHz以下の周波数帯における放射妨害波測定

1) 背景と課題

近年の無線設備の多様化により、新たな電波利用がされ始めた30MHz以下の周波数帯において、放射妨害波*の発生による無線設備の受信障害問題が生じている。 ※ 機器からの妨害波には、放射妨害波(空間に放射されるノイズ)と伝導妨害波(ケーブルを伝わるノイズ)がある。 30MHz以下の周波数については、現行の国際規格で規定されているのは伝導妨害波のレベルのみ。

2) 課題の解決方法

新しい製品からの放射妨害波のレベルを規制することで受信障害問題を解決し、無線局との共存を図る。

具体的には、以下の内容について規格化し問題解決を目指す。

- 放射妨害波の測定方法と許容値
- 測定を行う試験場の条件（特性評価法）
- 測定に用いるループアンテナの校正法

3) 審議状況

日本エキスパートが積極的に参加し、委員会原案（CD）作成に多大な貢献をしている。

- CISPR 16-1-4：放射妨害波試験場の特性評価法について CDVが可決，FDIS発行予定。我が国が提案するVHF_LISN仕様追加のCDが回付され集約された。
- CISPR 16-1-6：ループアンテナ校正法の追加について国際規格（IS）が発行された。
- CISPR 16-2-3：オープンサイト、電波半無響室での放射妨害波測定法のCDVが可決し，FDIS発行予定である。

4) 対処方針

- CISPR 16-1-4：サイト検証法、VHF_LISN追加に関して、賛成の立場で対応する。
- CISPR 16-1-6：アンテナ校正法に関して、タイムドメイン測定の見直しに積極的に参加する。
- CISPR 16-2-3：妨害波測定法に関して、ISの発行を確認する。18GHz～40GHzにおける妨害波測定装置、測定法の新規課題について、積極的に参画する。また、設置場所測定、近傍界測定、タイムドメイン測定、5G等に向けた今後の課題も内容を吟味し議論参加していく。



検討中の規格

